

手術通則第5号及び第6号に掲げる手術件数

対象期間：2025年1月～2025年12月

区分	対象手術名	件数	
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	17	
	イ 黄斑下手術等	15	
	ウ 鼓室形成手術等	0	
	エ 肺悪性腫瘍手術等	68	
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術		111
		肺静脈隔離術	0
2	ア 靭帯断裂形成手術等	10	
	イ 水頭症手術等	52	
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
	エ 尿道形成手術等	4	
	オ 角膜移植術	0	
	カ 肝切除術等	28	
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	3	
3	ア 上顎骨形成術等	0	
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
	ウ バセドウ甲状腺全摘	0	
	エ 母指化手術等	0	
	オ 内反足手術等	0	
	カ 食道切除再建術等	4	
	キ 同種死体腎移植術等	0	
4	胸腔鏡又は腹腔鏡手術	839	
その他	ア 人工関節置換術	1	
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0	
	ウ	ペースメーカー移植術	38
		ペースメーカー交換術	25
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）	0
		体外循環を要する手術	14
	オ	経皮的冠動脈形成術	51
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術		134	